

郡山市すこやか子育て基金条例

平成18年9月25日
郡山市条例第39号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進を図るため、郡山市すこやか子育て基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、次に掲げるものとし、毎年度予算に定める額とする。

- (1) 市費による積立額
- (2) 寄附金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第5条 基金は、子育て支援の事業に要する経費に充てるとき、その一部を処分することができる。

(益金の処理)

第6条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、子育て支援の事業に要する経費に充てるものとする。

2 基金から生じた収益の額が、前項の規定により充当した経費の額を超えた場合は、当該超えた金額を一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。